

派遣教師に支給される手当等

(1) 在勤手当

手当の種類	内 容
在勤基本手当	●衣食等に要する経費を支援 ※ 派遣職種・級別に決定
配偶者手当	●配偶者を伴う場合に在勤基本手当月額の 12.5%を加算して支援
子女教育手当	●3歳～18歳の子供1人につき月額 8,000 円及び学校教育を受けるための経費として幼稚園年少組以上の子に加算して支援 ※ 6歳まで：上限 43,000 円、6歳以上：上限 120,000 円
住居手当	●住居に要する経費を支援 ※ 派遣職種・級別に決定
健康管理手当	●健康診断の受診費用を支援 ※ 派遣期間中(2年目以降)年1回 30,000 円(配偶者も同様)
不健康地健康管理手当	●不健康地に指定された地域に所在する学校に派遣されている場合(3年目以降)に派遣地以外への健康管理のための経費(交通費・健康診断費)を支援
高地手当	●標高 2,000m 以上の高地に所在する学校に派遣されている場合に年 2 回の低地旅行にかかる経費(交通費)を支援
防犯手当	●治安が著しく悪い地域に所在する学校に派遣されている場合に警備員雇用費及び警備機器借上費の 6 分の 5 を支援

(2) 旅費

旅費の種類	内 容
航空賃	●現物(チケット)を支援
移転料	●赴任に伴う居住所移転経費を支援 ※1 地域別・級別に決定 約 20 万円～90 万円 ※2 配偶者同行の場合、本人の「2分の1」を追加支援
支度料	●日本と異なる電圧に対応可能な機器やスーツケース等の外国旅行において必要な携行品の準備費を支援 ※1 級別に決定 90,000 円～165,000 円 ※2 配偶者同行の場合、本人の「3分の2」を追加支援
日当	●旅行中の昼食費を含む諸雑費を支援 ※1 地域別・級別に決定 約 3～6 千円(1日毎) ※2 配偶者同行の場合、本人の「3分の2」を追加支援 ※3 12歳以上 18歳未満の子同行の場合、本人の「3分の2」を追加支援。12歳未満の子同行の場合、本人の「3分の1」を追加支援。
宿泊料	●旅行中の宿泊費を支援 ※1 地域別・級別に決定 約 1～2 万円(1泊毎) ※2 配偶者同行の場合、本人の「3分の2」を追加支援 ※3 12歳以上 18歳未満の子同行の場合、本人の「3分の2」を追加支援。12歳未満の子同行の場合、本人の「3分の1」を追加支援。
着後手当	●新居住地に到着後の諸雑費を支援 ※1 地域別・級別に決定 約 13 万円～26 万円 ※2 配偶者同行の場合、本人の「3分の2」を追加支援 ※3 12歳以上 18歳未満の子同行の場合、本人の「3分の2」を追加支援。12歳未満の子同行の場合、本人の「3分の1」を追加支援。

※派遣教師に支給される手当等のうち、「在勤基本手当」及び「住居手当」については、現地の物価や為替相場の変動等の事情を勘案し、外務省の改定に合わせた改定を実施。

令和4年10月27日 参議院文教科学委員会 れいわ新選組 船後靖彦

出典 令和4年8月現在 文部科学省 米国における派遣教師に係る在勤手当等について(別紙)

資料2

1 子女教育手当について

派遣教師の子のうち3歳～18歳の子女で、主として当該派遣教師の収入によって生計を維持しているものが派遣教師の在勤地において、学校教育その他の教育を受けるに必要な経費に充当するために支給される手当。

2 算定方法

基礎額8,000円（月額）※1+学校教育を受けている場合に直接教育にかかる経費（月額）※2・3×支出官レート※4－自己負担額22,000円

※1 3歳以上の子供がいる場合、就学の有無に関わらず支給

※2 授業料、入学料、施設費 等

※3 上限は、6歳まで：43,000円、6歳以上：120,000円

※4 支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）に基づき財務省告示で定められる外国貨幣換算率（米国の場合、令和4年度は108円）

3 支給方法

支給は、文部科学省において支出決定し（邦貨建て）、日本銀行へその支出を依頼して行います。その後日本銀行から各民間金融機関を通じて海外へ送金されます。

令和4年10月27日 参議院文教科学委員会 れいわ新選組 船後靖彦

出典 文部科学省国際教育課からの書面回答から船後事務所作成

資料3

子女教育手当の実際

2021 年度(小学5年生 1人分)

○日本人学校への支払い

1学期	2,205ドル (\$1=109.308)	241,024.14 円
2学期	2,123ドル (\$1=109.696)	232,884.608 円
3学期	2,503ドル (\$1=113.61)	284,365.83 円
計	6,831ドル	758,274円

○文科省からの補助

年間 502,680円(41,890 円×12 ヶ月)

○自己負担分

年間で255,595円

2022 年度(小学6年生 1人分)

○日本人学校への支払い

1学期	3,114ドル (\$1=130.06)	405,006.8 円
-----	----------------------	-------------

○文科省からの補助

3か月159,690円(53,230×3 か月)

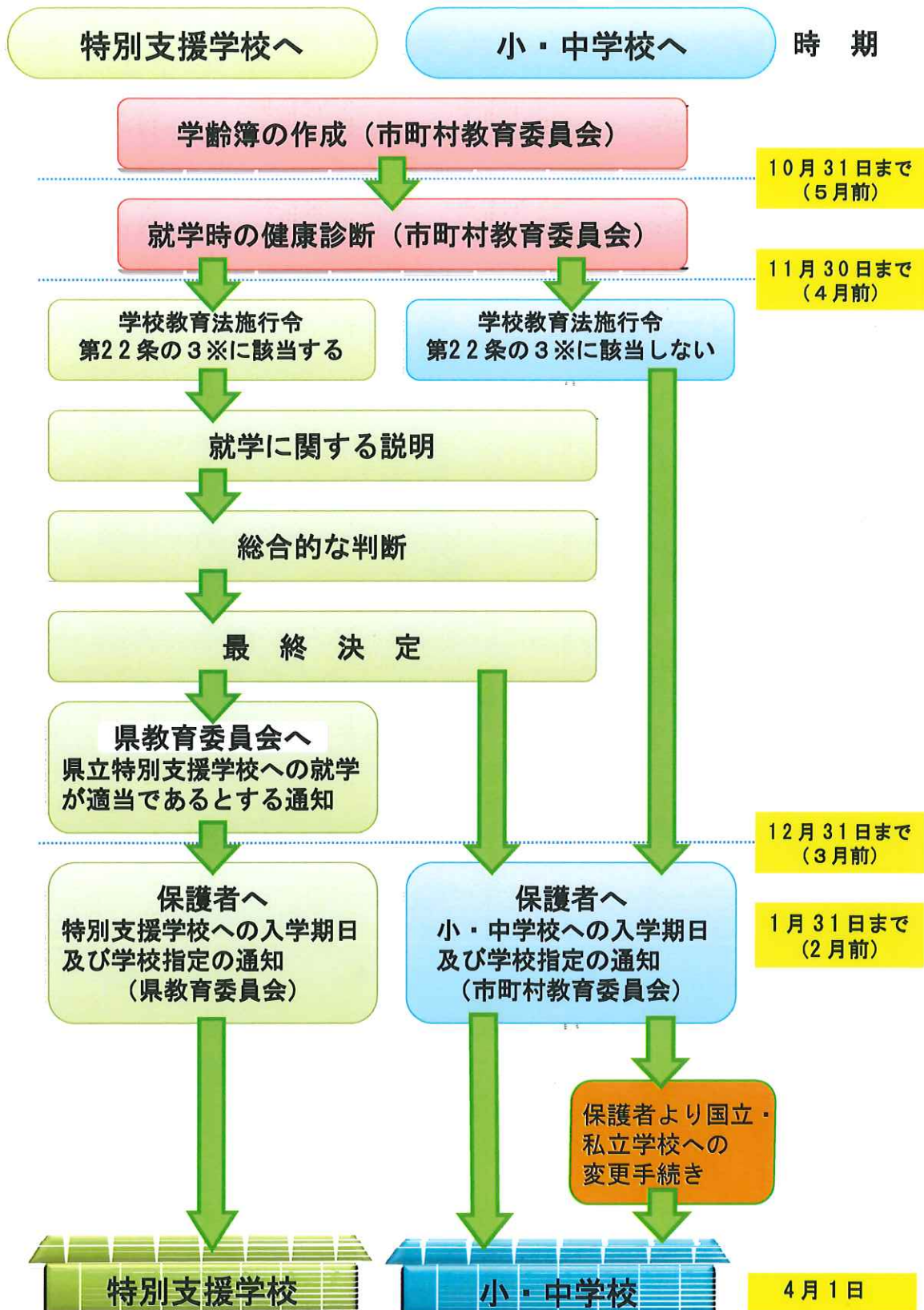
○自己負担分

1 学期分で245,316円

令和4年10月27日 参議院文教科学委員会 れいわ新選組 船後靖彦

出典 米国の派遣教員の聞き取り等から船後事務所作成

資料 4-1 現行の就学までの手続き

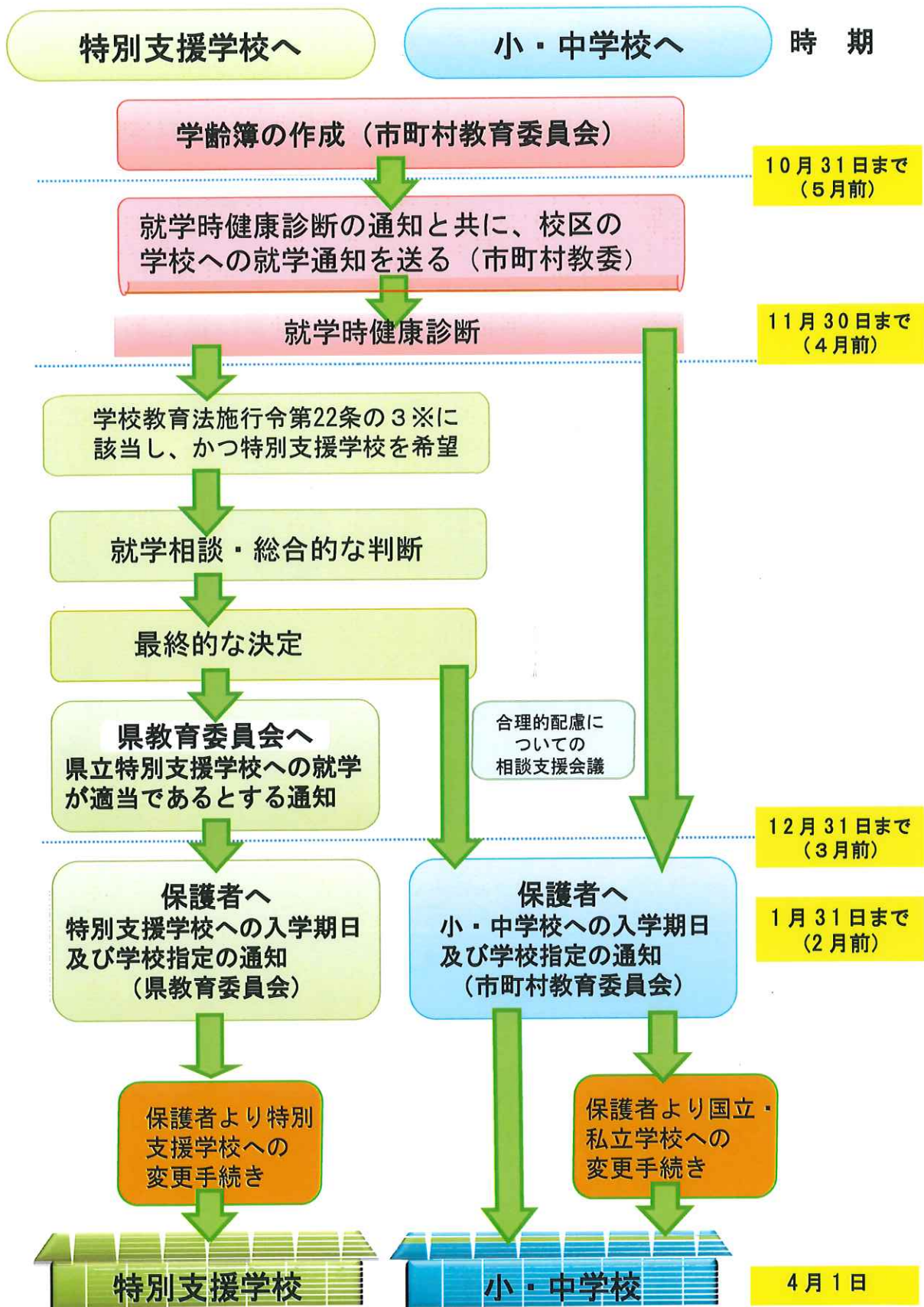


※特別支援学校で教育する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、学校教育法施行令第22条の3で規定されています。

2022年10月27日 参議院文教科学委員会 れいわ新選組：船後靖彦

出典：『適切な教育支援を行うために——一人一人の教育的ニーズに応じた一貫した支援の充実——』
(岡山県教育庁特別支援教育課、平成29年) より、船後靖彦事務所加工制作

資料 4 - 2 改正後の就学の手続き



※特別支援学校で教育する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、学校教育法施行令第22条の3で規定されています。

2022年10月27日 参議院文教科学委員会 れいわ新選組：船後靖彦

出典：『適切な教育支援を行うために——一人一人の教育的ニーズに応じた一貫した支援の充実——』（岡山県教育庁特別支援教育課、平成29年）より、船後靖彦事務所加工制作